

人権擁護委員ご紹介

4月1日より松本真紀子さん（田後）が人権擁護委員に委嘱（再任）されました。



人権擁護委員
松本真紀子さん

みなさんが毎日の生活の中で、人権に関する問題に直面したり、困っている場合に相談に応じ、その解決を促したり助言を行います。お気軽にご相談ください。

相談日は、毎月の広報をご覧ください。

新しい行政相談委員が決まりました

長年同委員として活躍されていた吉田喜久代さん（浦富）が勇退され平成19年4月1日付で新たに福美 操さん（太田）が行政相談委員に委嘱されました。



福美委員は、定期的に行政相談所を開設し皆様からの相談に応じています。詳しくは、毎月の広報をご覧ください。

相談は無料で、秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。

*行政相談委員とは？

総務大臣が、社会的に信望があり行政運営の改善に熱意がある民間有識者の中から委嘱しているもので、その仕事は、国の行政に対する苦情などの相談窓口になり、相談者への助言や関係行政機関に対する通知等を行い、苦情の解決を図っていくことです。

春の行政相談週間 5/21(月)～5/27(日)

みなさんの身の回りで、役所の仕事や手続き、サービスなどの関係で

- ◎苦情がある、困っていることがある
- ◎こうしてほしい
- ◎苦情を申し出たが説明や措置などについて納得がいかない
- ◎苦情や困っていることなどについて、どこに相談してよいか分からない

◎制度や仕組みが分からない

このような苦情などお持ちの人は、行政相談委員（福美 操さん ☎72-1865）にご相談ください。また、週間中には、次のとおり行政相談所が開設されます。

と き 5月25日（金）午前9～12時

ところ 岩美町社会福祉協議会

なお、行政評価事務所でも随時相談を受け付けています。

お問い合わせ先

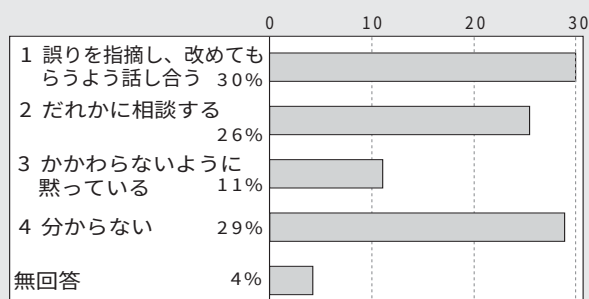
総務省鳥取行政評価事務所
行政苦情110番
岩美町役場 総務課

☎(0857)24-5542
☎0570-090110
☎(0857)73-1411

人権問題学習シリーズ 37

【町民意識調査より・もし差別に出会ったら】

今回の意識調査の質問9「あなたは、人権侵害や部落差別につながるような発言に出会った場合、どうしますか。」の結果は次のとおりでした。



選択肢1の回答は30%であった。人権侵害や差別発言に出会った場合、それを放置していたのでは、加害者が自分の過ちに気付かないままになってし

まう。「差別は問題に対する無理解から起こる」と言われる。差別を無くすためには、問題に対する理解を深めることがまず大切である。

加害者は誤りを指摘してもらうことで誤った認識を正すことができる。さらにそのことにより人間関係が深まることも十分考えられる。お互いに誤りは誤りとして指摘しあうことのできる関係でありたい。もし差別に気付いたらその間違いを正そうとする熱い思いを持ちたい。

選択肢2の回答は26%であった。場合によってはそのときの状況等で、誤りを指摘できないこともある。このような場合には、周りの人に相談してほしい。そして加害者の差別の不当性についての理解を深める取り組みを行いたい。